

様式2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	国立研究開発法人土木研究所		
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度（第四期）	
	中長期目標期間	平成28～33年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課 石原康弘
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斎藤正之佑
主務大臣	農林水産大臣 「持続可能で活力ある社会の実現への貢献」の一部について、国土交通大臣と農林水産大臣が共同で担当。		
法人所管部局	農林水産技術会議事務局	担当課、責任者	研究企画課長 原孝文
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 長野麻子
3. 評価の実施に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長・監事ヒアリング：平成29年7月6日</li> <li>・研究開発に関する審議会からの意見聴取：平成29年7月4日（農林水産省）、6日（国土交通省）</li> </ul>			
4. その他評価に関する重要事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>			

様式2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定														
評定 (S、A、B、C, D)	B	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度							
		B												
評定に至った理由	<p>(上記評定に至った理由を記載)</p> <p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評定である「B」評定とする。</p> <p>【項目別評定の算術平均】</p> <p>算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を2倍とする。</p> $(A\ 4\text{点} \times 1\text{項目} \times 2 + B\ 3\text{点} \times (2\text{項目} \times 2 + 3\text{項目})) \div (3\text{項目} \times 2 + 3\text{項目}) = 3.22$ <p>⇒加重後の算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p>													
2. 法人全体に対する評価														
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人全体として、研究開発で得られた成果が道路土工等の各種基準類に反映されたほか、平成28年度に発生した熊本地震、北海道豪雨などの災害に職員を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行うなど、「研究開発成果の最大化」に向け、着実な取組状況である。</li> </ul>														
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等														
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>														
4. その他事項														

研究開発に関する審議会の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発および業務運営の双方に関して、着実に実施していると思われる。特に災害対応等の地域貢献等は特筆される。</li> <li>・「研究開発成果の最大化」に対して大きな努力がなされており、社会のニーズに応える成果が着実に現れている。災害対応や ICHARM 等の活動には特に著しいものがある。</li> <li>・全体的にローリスク・ローリターンの研究開発主体の印象を受けるが、研究所のミッションから考えると社会ニーズに即応しており着実な成果という観点から妥当と思われる。</li> <li>・ハイリスク・ハイリターン型の研究開発や萌芽的研究は大学等との連携で実施するなど、研究開発の方向性や土研で取り組むべき課題を整理し、土研の「研究開発成果の最大化」だけでなく他者との連携による「研究開発成果の最大化」を目指すことも検討が必要と思われる。</li> <li>・土木は政治・経済・生活など他の様々な分野と深く関わっていること(Civil の Engineering)から、土木研究所はいわゆるハードの「土木」に固執せず、国民生活の向上に資する関連分野にも目を向ける姿勢があってもよいのではと思う。</li> <li>・2項目目の戦略的な維持管理・更新への貢献や、3項目目の持続可能で活力ある社会の実現への貢献については、評価軸が完全には固定できていない印象を受けた。もっと評価の軸を拡大して、実績をアピールしていくべきではないかと思われた。自己評価がかなり控えめな印象を受けた。</li> <li>・各課題をプロジェクト（安心安全、維持管理、持続可能）で切り分けるのではなく、横断的に関与することもあると思うので、それを踏まえた評価の実施を検討されたい。</li> <li>・研究の数（報告書や査読付き論文の件数）だけでなく、質（インパクトファクターや被引用回数）についても、目標を立てなるまではいかなくとも、客観的な数字を見せていただけると良い。</li> <li>・主要データとして「査読付き論文」の件数と基準値があげられている。成果の普及の一つの要素であることは理解できるが、実践的・実用的な研究が、学術的な査読付き論文として正しく評価されにくい場合もある。土木研究所が実施する研究開発において、この要素にこだわり過ぎる必要はないかと感じる。</li> <li>・女性採用割合について、一般職と研究職を分けて記載していただいたのはとても良い。</li> <li>・任期の無い研究員の採用や任期付から任期の無い研究員への変更などにおいて、博士号の保有者の割合を示して欲しい。</li> </ul>
監事の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし。</li> </ul>



様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1 (1)	安全・安心な社会の実現への貢献														
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条									
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	434, 435									
2. 主要な経年データ															
主な参考指標情報 太字は評価指標															
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度								
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	A													
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B													
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A													
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B													
共同研究参加者数	60者	55													
技術的支援件数	1160件	1178													
査読付論文の発表数	140件	138													
講演会等の来場者数	1240人	1494													
一般公開開催数	5回	5													
海外への派遣依頼	70件	71													
研修受講者数	210人	223													
修士・博士修了者数	10人	16													
研究協力協定数	—	9													
交流研究員受入人数	—	27													
競争的資金等の獲得件数	—	28													
災害派遣数	—	279													
講演会等の開催数	—	4													
技術展示等出展件数	—	13													
通年の施設公開見学者数	—	3204													
ICHARMのNewsLetter発行回数	—	4													

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。





			<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術に係る基準・指針の改訂に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて 1114 件の技術指導を実施した。</li> <li>・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。</li> </ul> <p>○成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、4 件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、35 編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学会等での報告や論文発表として、査読付き論文 138 件を含む 435 件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計 1494 名の来場者があった。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、190 件のマスコミ報道があった。</li> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果について、全国展開を進めるための体制を整備した。</li> </ul> <p>○土木技術を活かした国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、3 件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの派遣依頼に対し、71 名の職員を派遣した。</li> <li>・JICA 等からの要請により 66 カ国から 223 名の研修生を受け入れた。</li> <li>・5 名の職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> <li>・水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) により、研究活動、能力育成活動、情報ネットワーク活動を通じた国際貢献を実施した。例えば、能力育成活動については、博士課程 3 名と修士課程 13 名に学位を授与した。</li> </ul> <p>○他の研究機関等との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、33 件の共同研究を実施した。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに 9 件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに 7 件の競争的資金を獲得し、SIP を含む 28 件の研究を実施した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果が国内外でさらに活用されるよう、取組を進められたい</li> </ul>
--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1 (2)	社会資本の戦略的な維持管理・更新への貢献													
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人土木研究所法第3条								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		434, 435								
2. 主要な経年データ														
主な参考指標情報 太字は評価指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度							
成果・取組が国の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B						予算額（千円）	2,706,946					
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B						決算額（千円）	2,331,890					
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A						経常費用（千円）	2,000,085					
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B						経常利益（千円）	5,164					
共同研究参加者数	120者	121						行政サービス実施コスト（千円）	2,211,522					
技術的支援件数	680件	441						従事人員数（人）	431の内数					
査読付論文の発表数	80件	116												
講演会等の来場者数	1240人	1494												
一般公開開催数	5回	5												
海外への派遣依頼	10件	8												
研修受講者数	220人	225												
研究協力協定数	—	9												
交流研究員受入人数	—	25												
競争的資金等の獲得件数	—	15												
災害派遣数	—	0												
講演会等の開催数	—	4												
技術展示等出展件数	—	13												
通年の施設公開見学者数	—	3204												

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。



<p>・長期的視点を踏まえた基礎的・先導的・萌芽的研究開発の実施 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <p>・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。</p> <p>・成果の普及 研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することでできるようとりまとめるとともに、その成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。</p> <p>・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p>	<p>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用することができるよう土木研究所報告、土木研究所資料をはじめとする各種の資料や出版物としてとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進する。</p> <p>その際、国際会議も含め関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けける。</p> <p>さらに、公開の成果発表会の開催、メディアへの発表を通じ、技術者のみなならず国民向けの情報発信を積極的に行う。また、土研の研究成果発表会、講演会等を開催し、内容を充実させ、国民との対話を促進する。併せて、成果の電子データベースやインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表する。</p> <p>アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>また、積雪寒冷環境等に対する研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>また、積雪寒冷環境等に対する研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>また、積雪寒冷環境等に対する研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p>	<p>・研究開発プログラム(7)において、高温耐性FRPの開発に関する研究等を実施した。</p> <p>・研究開発プログラム(8)において、樋門コンクリートの凍害劣化に対する耐久性および維持管理に関する研究等を実施した。</p> <p>○技術の指導  <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術に係る基準・指針の改訂に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて441件の技術指導を実施した。</li> <li>・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。</li> </ul> </p> <p>○成果の普及  <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、8件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、23編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文116件を含む397件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計1494名の来場者がいた。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、190件のマスコミ報道があった。</li> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果について、全国展開を進めるための体制を整備した。</li> </ul> </p> <p>○土木技術を活かした国際貢献  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、6件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの派遣依頼に対し、8名の職員を派遣した。</li> <li>・JICA等からの要請により36カ国から225名の研修生を受け入れた。</li> <li>・3名の職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> </ul> </p> <p>○他の研究機関等との連携等  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、38件の共同研究を実施した。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに9件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどによりSIPなどの競争的研究資金の積極的獲得に取り組んだ。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに2件の競争的資金を獲得し、SIPを含む15件の研究を実施した。</li> </ul> </p>	<p>441件であり、相手機関からの派遣依頼によるものであることから、基準値である680件の約65%となった。</p> <p>○研究成果の普及を推進しているか  <ul style="list-style-type: none"> <li>・査読付論文の発表数は、116件であり、基準値である80件の約145%を達成した。</li> </ul> </p> <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか  <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会等の来場者数は、1494人であり、基準値である1240人の約120%を達成した。</li> <li>・一般公開開催数は、5回であり、基準値である5回を達成した。</li> </ul> </p> <p>○土木技術による国際貢献がなされているか  <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への派遣依頼は、8件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであることから、基準値である10件の約80%となった。</li> <li>・研修受講者数は、225人であり、基準値である220人の約102%を達成した。</li> </ul> </p> <p>&lt;課題と対応&gt;  平成29年度以降も引き続き、社会資本の維持管理、長寿命化等への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。</p>	<p>・スランプが低くとも強度が担保されるコンクリートを開発し基準に反映されており、生産性および品質の向上に寄与した点が評価できる。</p> <p>・国内外の大学・民間企業との共同研究が従来より一層活発に行われており、その成果が論文や講演会開催を通じて社会へ発信している点が高く評価できる。</p> <p>・日本の方針や社会のニーズに適合した研究課題に取り組み、目標を上回る数の査読付論文や技術基準類等への内容の反映など、成果の普及も積極的に行っている。</p> <p>・重要な評価指標たる技術的支援件数(441件)は目標値(680件以上)に及んでいないが、相手機関からの派遣依頼による要素が強く止むを得ないと考える。</p> <p>・社会実装へ向けての研究、行政との連携をさらに実施されたい。</p> <p>・診断や補修などの要素技術開発がさらに必要だと思われる。</p> <p>・インフラ維持管理に関わる技術者の人材育成に関して検討していただきたい。</p> <p>・技術者の高齢化、維持管理費の不足など、実社会の課題等を念頭に置いた技術開発を進める必要がある。</p> <p>・インフラを多数抱える自治体への支援がますます必要になると思われる。</p> <p>・国、市町村等、多様な管理レベルを意識した成果の普及が望まれる。</p> <p>・インフラ維持管理技術に関する国際貢献も期待する。</p>
--	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1 (3)	持続可能で活力ある社会の実現への貢献												
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	434, 435							
2. 主要な経年データ													
主な参考指標情報 太字は評価指標								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B						予算額（千円）	2,662,596				
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B						決算額（千円）	2,401,682				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A						経常費用（千円）	2,412,151				
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B						経常利益（千円）	▲2,062				
共同研究参加者数	20者	33						行政サービス実施コスト（千円）	2,412,899				
技術的支援件数	670件	661						従事人員数（人）	431の内数				
査読付論文の発表数	70件	57											
講演会等の来場者数	820人	1044											
一般公開開催数	5回	5											
海外への派遣依頼	10件	5											
研修受講者数	10人	27											
研究協力協定数	—	9											
交流研究員受入人数	—	4											
競争的資金等の獲得件数	—	26											
災害派遣数	—	21											
講演会等の開催数	—	3											
技術展示等出展件数	—	13											
通年の施設公開見学者数	—	3204											

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

### 3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを受けて止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。その後、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	土研は、国立研究開発法人土木研究所法（平成11年法律第205号）第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを受けて止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表1に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、次の1.～3.に取り組む。その後、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを受けて止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表1に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、次の1.～3.に取り組む。その後、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(9)持続可能な建設リサイクルのための社会インフラ建設技術の開発 ・①適材適所のリサイクル材等の利活用技術の構築、②リサイクル材等の環境安全性向上技術の構築に取り組んだ。 ○研究開発プログラム(10)下水道施設を核とした資源・エネルギー有効利用に関する研究 ・①バイオマスエネルギー生手法の開発、②下水道施設を活用したバイオマスの資源・エネルギー有効利用方法の開発に併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。 3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力向上させる社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術的研究開発等に取り組む。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行なうものとする。 3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力向上させる社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術的研究開発等に取り組む。 (1) 循環型社会の形成 枯渋性資源の有効活用、循環資源・バイオマス資源のエネルギーへの利用等が課題となっていることから、これらの解決に資するため、持続可能な建設リサイクルのための社会資本の建設技術に関する研究開発、資源・エネルギーの有効利用に関する研究開発等を行うものとする。 (2) 生物多様性・自然環境の保全 陸水域における生物多様性の損失、社会活動に重大な影響を及ぼす新たな感染症の発生や日用品由来の化学物質の生態影響等が課題となっていることから、これらの解決に資するため、治水と環境が両立した持続可能な河道管理に関する研究開発、持続可能な土砂管理	<評定と根拠> 評定:B 土木研究所に設置された外部評価委員会における評価等を総合的に勘案し、自己評価はBとした。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか ・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか ・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取り組みが適切かつ十分であるか ・河川景観・生物の生育・生息場等に着目した空間管理技術の開発 ・①河川景観・生物の生育・生息場等に着目した空間管理技術の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・研究成果の普及を推進しているか ・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか ・土木技術による国際貢献がなされているか <評定と根拠> 評定:B 土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。 ○成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。 ○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、A評価とされた。 ○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、A評価とされた。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、A評価とされた。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・共同研究参加者数は、33者であり、基準値である20者の約165%を達成した。 ○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・台風10号による災害時に、既存の観測施設や橋梁等が被災して使用不可能となる中で研究成果を活用して流量の推定を行った。 ○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・台風10号による災害時に、既存の観測施設や橋梁等が被災して使用不可能となる中で研究成果を活用して流量の推定を行った。 ○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・台風10号による災害時に、既存の観測施設や橋梁等が被災して使用不可能となる中で研究成果を活用して流量の推定を行った。 ○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・台風10号による災害時に、既存の観測施設や橋梁等が被災して使用不可能となる中で研究成果を活用して流量の推定を行った。	評定 (右にS、A、B、C、Dを記入) B <評定に至った理由> ・平成28年度においては、ワイヤーロープ式防護柵をレーンディバイダーとして活用するための研究成果を用いて整備ガイドライン(案)を作成し、NEXCO3社が全国的な導入を開始するなど、「研究開発成果の最大化」に向けて、着実な成果の創出が認められる。 <今後の課題> ・循環型社会形成のための建設リサイクルや積雪寒冷環境下の効率的道路管理等の課題に対し、持続可能で活力がある社会の実現への貢献に資するため、これまで以上に研究開発成果が基準等に反映されるよう、社会的要請の高い課題への重点的・集中的な取組を進められたい。 <その他事項> ・持続可能で活力ある社会の貢献に向けて、研究開発プログラムは当初計画通りの取り組みを行っている。 ・査読付き論文数など、基準に達していない項目もあるが、成果を上げている項目もあり、業務の実績については、年度計画に定めた所期の目標を一応は達成していると理解できることから、B評価でよいと思う。 ・台風10号による災害時に、既存の観測施設や橋梁等が被災して使用不可能となる中で研究成果を活用して流量の推定を行った点や、国際的な人材交流を通じて、国内外への技術の普及に貢献している点が評価できる。	



<p>・他の研究機関等との連携等 大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>究機関等との共同研究・研究協力は、科学技術協力協定等に基づいて行うこととし、研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、フェローシップ制度等の積極的な活用等により、海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに土研の職員を積極的に海外に派遣する。 競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。 なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>・他の研究機関等との連携等 大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>の技術支援等を実施した。</p> <p>○成果の普及  <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、2件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、24編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文57件を含む298件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計1044名の来場者があった。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、190件のマスコミ報道があった。</li> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果について、全国展開を進めるための体制を整備した。</li> </ul> </p> <p>○土木技術を活かした国際貢献  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、5件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの派遣依頼に対し、5名の職員を派遣した。</li> <li>・JICA等からの要請により4カ国から27名の研修生を受け入れた。</li> <li>・3名の職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> </ul> </p> <p>○他の研究機関等との連携等  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、25件の共同研究を実施した。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに9件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに12件の競争的資金を獲得し、SIPを含む26件の研究を実施した。</li> </ul> </p>	
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2	業務運営の効率化に関する事項								
評価対象となる指標		基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率		3%削減/年	3%削減						
業務経費削減率		1%削減/年	1%削減						
共同調達実施件数		10 件	32 件						
入札情報配信メールの登録者数		118 者	266 者						
電子決裁実施率		60%(H33 年度末)	0						
テレビ会議回数		-	72						
つくば・寒地の施設相互利用回数		-	16						
一者応札・応募件数		-	165						
総合評価落札方式の試行件数		-	1						
参加者の有無を確認する公募手続の実施件数		-	4						
複数年度契約の件数		-	13						

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>1. 業務改善の取組に関する事項</b> 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進するものとする。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1、から3、までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。 <b>(1) 効率的な組織運営</b> 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。 <b>(2) PDCAサイクルの徹底(研究評価の的確な実施)</b> 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。 <b>(3) 業務運営全体の効率化</b> 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。隨意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <b>2. 業務の電子化に関する事項</b> 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。また、幅広いICT需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図るものとする。</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1、から3、までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。 <b>(1) 効率的な組織運営</b> 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。 <b>(2) PDCAサイクルの徹底(研究評価の的確な実施)</b> 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。 <b>(3) 業務運営全体の効率化</b> 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して3%を削減する。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき「平成28年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、着実に取り組むこと等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <b>2. 業務の電子化に関する事項</b> 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インターネット、インターネット、メール等の情報システム環境について、不正アクセス対策、情報漏洩対策などのセキュリティ対策の強化及び機能の向上を図る。 また、インターネット及び電子メールを活用した電子決裁の導入による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、外部からの安全性を確保しつつインターネットに接続可能なリモートアクセス環境により業務の利便性の向上を図る。 さらに、つくばと札幌の間における業務運営を迅速かつ的確に実施するため、定例会議や運営会議等に際しては、テレビ会議システムを積極的に活用するほか、「業務効率化検討会」に職員から</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1、から3、までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。 <b>(1) 効率的な組織運営</b> 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。 <b>(2) PDCAサイクルの徹底(研究評価の的確な実施)</b> 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。 <b>(3) 業務運営全体の効率化</b> 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して3%を削減する。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき「平成28年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、着実に取り組むこと等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <b>2. 業務の電子化に関する事項</b> 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インターネット、インターネット、メール等の情報システム環境について、不正アクセス対策、情報漏洩対策などのセキュリティ対策の強化及び機能の向上を図る。 また、インターネット及び電子メールを活用した電子決裁の導入による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、外部からの安全性を確保しつつインターネットに接続可能なリモートアクセス環境により業務の利便性の向上を図る。 さらに、つくばと札幌の間における業務運営を迅速かつ的確に実施するため、定例会議や運営会議等に際しては、テレビ会議システムを積極的に活用するほか、「業務効率化検討会」に職員から</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営 ・必要な人材の確保・育成、技術の継承について、平成28年度は研究職員6名を採用した。また、国土交通省との人事交流を計画的に行った。 ・研究開発プログラムに応じて、複数の研究グループが連携して必要な研究者を編制し、柔軟な組織運営を行った。 ・所内に横断的に組織した研究支援部門により、共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施した。</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B 業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したためB評定とした。</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; ・平成28年度においては、調達等合理化計画の策定や、情報セキュリティポリシーの改訂を行うなど、業務運営の効率化に向けて、着実な取り組み状況が認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; ・今後も引き続き、研究開発業務その他の業務全体を通じて、業務運営全体の効率化を図ること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所のPDCAサイクルのベースである国の大綱的指針に基づく研究評価の的確な実施が着実になされていると認められる。</li> <li>・ペーパーレス化による経費の削減や情報を電子化して業務の効率化を推進している点が評価できる。</li> <li>・管理費や経費の削減率は目標を達成していること、また共同調達実施件数、入札情報配信メールの登録者数は目標値を上回っていることから、順調に進んでいると判断できる。</li> <li>・情報の電子化、共有化を一層進められた。また、電子決済の導入に向けたシステム検討を踏まえて、構築・導入に向けて努力されたい。</li> <li>・コスト縮減は重要な課題ではあるが、それにより研究成果の質が低下することの無いよう、留意していただきたい。</li> <li>・技術の継承を強く意識し、必要な人材確保・育成が望まれる。</li> </ul>	<p>評定(右にS、A、B、C、Dを記入) B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; ・平成28年度においては、調達等合理化計画の策定や、情報セキュリティポリシーの改訂を行うなど、業務運営の効率化に向けて、着実な取り組み状況が認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; ・今後も引き続き、研究開発業務その他の業務全体を通じて、業務運営全体の効率化を図ること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所のPDCAサイクルのベースである国の大綱的指針に基づく研究評価の的確な実施が着実になされていると認められる。</li> <li>・ペーパーレス化による経費の削減や情報を電子化して業務の効率化を推進している点が評価できる。</li> <li>・管理費や経費の削減率は目標を達成していること、また共同調達実施件数、入札情報配信メールの登録者数は目標値を上回っていることから、順調に進んでいると判断できる。</li> <li>・情報の電子化、共有化を一層進められた。また、電子決済の導入に向けたシステム検討を踏まえて、構築・導入に向けて努力されたい。</li> <li>・コスト縮減は重要な課題ではあるが、それにより研究成果の質が低下することの無いよう、留意していただきたい。</li> <li>・技術の継承を強く意識し、必要な人材確保・育成が望まれる。</li> </ul>		

	による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図る。	報告・提案のあった業務改善について、インターネット等を使い周知し、情報を全員で共有することにより、事務処理の簡素・合理化の普及・啓発を図り、業務の一層の効率的執行を促進する。			
--	--	---	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	財務内容の改善に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
運営費交付金を充当して行う事業については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別表-2のとおり (2) 収支計画 別表-3のとおり (3) 資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第7章 剰余金の使途 中長期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別表-2のとおり (2) 収支計画 別表-3のとおり (3) 資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第7章 剰余金の使途 中長期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。	<主要な業務実績> 第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 ・予算をもとに計画的に執行した。  第4章 短期借入金の限度額 ・短期借入は行わなかった。  第7章 剰余金の使途 ・剰余金の申請は行わなかった。	<評定と根拠> 評定:B  ・財務内容の改善に関する事項について、着実な業務運営を実施したためB評価とした。  <課題と対応> 平成29年度以降も引き続き、財務内容の改善に関する事項について適正に取り組む。	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) B  <評定に至った理由> ・平成28年度においては、収支計画および資金計画・予算ともに計画的に執行しており、財務内容に関する事項について、着実な取り組み状況が認められる。  <今後の課題> ・今後も引き続き、予算の適切な執行を図ること。  <その他事項> ・予算、収支、資金については、それぞれの計画を念頭に置き、適切に執行されている。	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4	その他業務運営に関する重要事項								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435				
2. 主要な経年データ 太字は評価指標									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
コンプライアンス講習会実施回数		4回	6						
任期付研究員採用者数		10人	11						
博士号保有者数		130人	122						
見直し検討会議開催回数		1回	1						
減損の兆候調査の実施回数		1回	1						
知的財産実施契約率		33.2%	39.5						
施設貸出件数		60件	81						
ラスパイレス指数(事務・技術職員)		-	95.1						
ラスパイレス指数(研究職員)		-	90.6						
保有資産の見直し結果		-	なし						
知的財産出願数		-	3						
知的財産収入		-	31603千円						
知的財産権利取得数		-	5						
施設貸出収入		-	96079千円						

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
<p>1. 内部統制に関する事項 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総管第 321 号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図るものとする。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、土研の重要な決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 （1）リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 （2）コンプライアンスに関する事項 土研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。 （3）情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。 また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、土研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。 （4）組織・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進</p>	<p>（1）施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表一-5 のとおりとする。 また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設について土研としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。 （2）人事に関する計画 人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図るとともに、人員の適正配置、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。 また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を行なう。この際、国土交通省等における技術力を向上し、また適切に技術の継承を行う観点から、人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成する。 さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行なうとともに、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とする。また、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。 （3）国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途 第 3 期中長期目標期間中の積立金は、第 3 期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。</p>	<p>（1）施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表一-5 のとおりとする。 また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設について土研としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。 （2）人事に関する計画 ・研究職員を 6 名、任期付研究員を 11 名採用した。 ・女性活躍推進行動計画については、女性採用割合は一般職 50%（目標値 30%）、研究職 33%（目標値 15%）となった。 ・ラスペイレス指数は事務・技術職員 95.1、研究職員 90.6 であった。 （3）国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途 ・第 3 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 3 期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充當した。</p>	<p>（4）その他 ○内部統制 ・理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、経営会議及び幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。 ○リスク管理 ・H27 年度に作成した「危機管理基本マニュアル」に沿って、研究業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析・評価に基づきリスク顕在時の対策の検討を行った。 ○コンプライアンス ・コンプライアンス委員会において決定した方針に基づき、役職員に対してコンプライアンスのさらなる周知を図った。 ・研究活動における不正行為への対応としては、研究者全員を対象として“e-ラーニング”を実施し、また“研究論文盗用検</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; （1）施設及び設備に関する計画 ・施設の整備・更新を適切に実施した。 ・保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、81 件の貸付を行い 97 百万円の施設貸出収入を得た。 （2）人事に関する計画 ・研究職員を 6 名、任期付研究員を 11 名採用した。 ・女性活躍推進行動計画については、女性採用割合は一般職 50%（目標値 30%）、研究職 33%（目標値 15%）となった。 ・ラスペイレス指数は事務・技術職員 95.1、研究職員 90.6 であった。 （3）国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途 ・第 3 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 3 期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充當した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 : B その他業務運営に関する重要事項について、着実な業務運営を実施したため B 評価とした。 ・コンプライアンス講習会実施回数は、6 回であり、基準値である 4 回の約 150% を達成した。 任期付研究員採用者数は、11 人であり、基準値である 10 人の約 110% を達成した。 ・博士号保有者数は 122 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の約 92% となった。 ・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。 ・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。 ・知的財産実施契約率は 39.5% であり、基準値である 33.2% の約 119% を達成した。 ・施設貸出件数は 76 件であり、基準値である 60 件の約 126% を達成した。</p>	<p>評定 (右に S、A、B、C、D を記入) B &lt;評定に至った理由&gt; ・平成 28 年度においては、コンプライアンス講習会の実施や保有資産の見直し検討会議の開催、多くの施設貸し出しを行うなど業務運営に関して、着実な取り組みが認められる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; ・今後も引き続き、研究所は保有する施設、設備については、研究所業務に支障のない範囲で、貸し出しや共同利用の促進を図ること。</p>	<p>&lt;その他事項&gt; ・コンプライアンス講習会実施回数、任期付研究員採用者数、知的財産実施契約率、施設貸出件数について目標値を上回っており、いくつかの項目では目標達成できなかったものの、全体として着実に遂行されていると判断できる。</p>	<p>・研究所の要である施設、設備の整備・更新については、計画に従い適切に実施されるとともに、減損の兆候調査を含め細部にわたりアセット・マネジメントがなされている。</p>	<p>・内部統制、コンプライアンス等については、信用失墜させる不祥事も無く着実な業務運営がなされたと評価する。</p>	<p>・情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについても適切に対策、対応が取られたと評価する。</p>	<p>・研究職員の新規採用が積極的に行われている点が評価できる。</p>	<p>・任期付研究員および女性の採用割合が目標値を上回っている点が評価できる。</p>	<p>・基準値を満たしており、業務実績については年度計画に定められた所期の目的目標を達成していると理解できる。</p>	<p>・施設や資産の管理を適切に進めている。</p>	<p>・コンプライアンスや情報に関する制度整備も着実に進めている。</p>

